

## 役員等の報酬及び費用の弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 翠陽会（以下「翠陽会」という。）の役員等の報酬及び費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

理事・監事・評議員

### (報酬)

第3条 役員等の報酬については支給しない。

### (費用弁償)

第4条 理事長が特に必要と認める役員等については、当該役員等が職務を行うために要する費用について弁償するものとし、その額は、以下に規定するところによる。

- (1) 役員会開催時の交通費は一人 5,000 円とし、日当は支給しない。
- (2) その他の場合は当法人出張規程による。

### 附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。